



## 2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人社団 山田内科医院	長崎県長崎市岩川町3番1号	無床

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
無し		

- (3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
無し		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年8月13日 令和3年度決算の決定

役員の改選の件

令和5年6月14日 令和5年度の事業計画及び収支予算の決定

令和5年度の役員報酬月額決定

様式 3 - 4

法人名 医療法人社団 山田内科医院  
 所在地 長崎県長崎市岩川町 3 番 1 号

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表  
 ( 令和 5 年 6 月 30 日 現在 )

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	27,324	I 流・動 負 債	1,031
II 固 定 資 産	4,265	II 固 定 負 債	43
1 有 形 固 定 資 産	4,239	負 債 合 計	1,074
2 無 形 固 定 資 産		純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	26	科 目	金 額
		I 資 本 金	10,000
		II 資 本 剰 余 金	
		III 利 益 剰 余 金	20,515
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純 資 産 合 計	30,515
資 産 合 計	31,589	負 債 ・ 純 資 産 合 計	31,589

様式 4 - 2

法人名 医療法人社団 山田内科医院  
 所在地 長崎県長崎市岩川町 3 番 1 号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書  
 ( 自 令 和 4 年 7 月 1 日 至 令 和 5 年 6 月 30 日 )

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	45,666
2 事業費用	47,420
本来業務事業損失	1,754
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業損失	1,754
II 事業外収益	605
III 事業外費用	
経常損失	1,149
IV 特別利益	
V 特別損失	
税引前当期純損失	1,149
法人税等	71
当期純損失	1,220

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。  
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2 .

法人名 医療法人社団 山田内科医院  
 所在地 長崎県長崎市岩川町 3 番 1 号

※医療法人整理番号

財 産 目 録  
 ( 令和 5 年 6 月 30 日 現在 )

1. 資 産 額 31,589 千円  
 2. 負 債 額 1,074 千円  
 3. 純 資 産 額 30,515 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	27,324
B 固 定 資 産	4,265
C 資 産 合 計 (A+B)	31,589
D 負 債 合 計	1,074
E 純 資 産 (C-D)	30,515

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))  
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式5

## 監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 山田内科医院

理事長 山 田 久 殿

私は、医療法人社団 山田内科医院の令和4会計年度（令和4年7月1日から令和5年6月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

### 記

### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 5年 8月 13日

医療法人社団 山田内科医院

監事 堤 健治